

介護給付費の算定に係る体制等に関する届出について

1 介護給付費算定に係る体制等に関する届出の意義

介護給付費は、一定の条件のもと、その内容を届け出ることにより加算で介護サービスを提供することが可能になります。

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書は、指定後、または体制に変更があった際に提出する必要があります。

他市区町村から指定（みなし指定含む）を受けている場合、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書は、当該他市区町村にも提出してください。提出書類等詳細は、各自治体に問い合わせてください。

2 加算及び減算の種類

加算及び減算の種類は以下のとおりです。平成 21 年 4 月の報酬改定に伴い、新設された加算（減算）は黒字で示されています（既設の加算等は赤字）。

体制加算は太字で示されています。

(1) 地域密着型サービス

サービスの種類	加算の種類	減算の種類
認知症対応型 通所介護	①地域加算	①職員の欠員による減算
	②時間延長サービス体制加算	②短時間サービスの算定
	③個別機能訓練加算	③定員超過による減算
	④入浴介助加算	
	⑤栄養改善加算	
	⑥口腔機能向上加算	
	⑦若年性認知症利用者受入加算	
	⑧サービス提供体制強化加算	
小規模多機能型 居宅介護	①地域加算	①職員の欠員による減算
	②初期加算	②登録定員超過による減算
	③認知症加算	③サービス提供回数による減算
	④看護職員配置加算	
	⑤事業開始時支援加算	
	⑥サービス提供体制強化加算	
認知症対応型 共同生活介護	①地域加算	①職員の欠員による減算
	②初期加算	②夜間勤務条件による減算
	③医療連携体制加算	③定員超過による減算
	④夜間ケア加算	
	⑤若年性認知症利用者受入加算	
	⑥看取り介護加算	
	⑦退居時相談援助加算	
	⑧認知症専門ケア加算	
	⑨サービス提供体制強化加算	

認知症対応型 共同生活介護 (短期利用型)	①地域加算	①職員の欠員による減算
	②医療連携体制加算	②夜間勤務条件による減算
	③夜間ケア加算	③定員超過による減算
	④認知症行動・心理症状緊急対応加算	
	⑤若年性認知症利用者受入加算	
	⑥看取り介護加算	
	⑦退居時相談援助加算	
	⑧認知症専門ケア加算	
	⑨サービス提供体制強化加算	

※太字ゴシックについては、届出の他に添付書類が必要となります。

(2) 地域密着型介護予防サービス

サービスの種類	加算の種類	減算の種類
介護予防認知症 対応型通所介護	①地域加算	①職員の欠員による減算
	②時間延長サービス体制加算	②短時間サービスの算定
	③個別機能訓練加算	③定員超過による減算
	④入浴介助加算	
	⑤栄養改善加算	
	⑥口腔機能向上加算	
	⑦若年性認知症利用者受入加算	
	⑧サービス提供体制強化加算	
介護予防小規模 多機能型居宅介護	①地域加算	①職員の欠員による減算
	②初期加算	②登録定員超過による減算
	③事業開始時支援加算	③サービス提供回数による減算
	④サービス提供体制強化加算	
介護予防認知症対応型 共同生活介護	①地域加算	①職員の欠員による減算
	②初期加算	②夜間勤務条件による減算
	③夜間ケア加算	③定員超過による減算
	④若年性認知症利用者受入加算	
	⑤退居時相談援助加算	
	⑥認知症専門ケア加算	
	⑦サービス提供体制強化加算	
介護予防認知症対応型 共同生活介護 (短期利用型)	①地域加算	①職員の欠員による減算
	②夜間ケア加算	②夜間勤務条件による減算
	③認知症行動・心理症状緊急対応加算	③定員超過による減算
	④若年性認知症利用者受入加算	
	⑤退居時相談援助加算	
	⑥認知症専門ケア加算	
	⑦サービス提供体制強化加算	

※太字ゴシックについては、届出の他に添付書類が必要となります。

3 提出時期等

(1) 加算を算定する場合（平成 21 年 4 月から算定を開始する場合）

加算に係る届出の提出は以下のとおりです。

サービス区分	届出日	加算算定開始日
○（介護予防）認知症対応型通所介護 ○（介護予防）小規模多機能型居宅介護	平成 21 年 3 月 25 日以前	平成 21 年 4 月
	平成 21 年 3 月 26 日以降	平成 21 年 5 月以降
○（介護予防）認知症対応型共同生活介護（短期利用型を含む。）	平成 21 年 4 月 1 日以前	平成 21 年 4 月
	平成 21 年 4 月 2 日以降	平成 21 年 5 月以降

なお、今回の報酬改定に伴う加算を算定しない事業者は体制届を提出する必要はありません。

(2) 加算を算定しなくなる場合

事業所の体制を変更した結果、加算を算定しない状況が生じた場合又は加算を算定しなくなることが明らかなる場合は、速やかにその旨を届け出てください。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとします。

また、この場合において届出を行わず当該算定について請求を行った場合は不正請求となり、支払われた介護給付費は不当利得となるので返還措置を講ずることになります。悪質であると認められた場合は、指定の取消しとなることもありますので注意してください。

(3) 減算の場合

減算で報酬を請求する場合は、減算の届出をしてください。

減算の届出を行わず請求を行った場合は不正請求となり、支払われた介護給付費は不当利得となるので返還措置を講ずることになります。悪質であると認められた場合は、指定の取消しとなることもありますので注意してください。

4 提出書類

平成 21 年 4 月から算定を開始する場合の提出種類は以下のとおりです。各様式は、千葉市高齢施設課のホームページ（下記 URL）からダウンロードすることができます。

（URL <http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shisetsu/>）

- (1) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- (2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- (3) 添付資料

添付資料が必要な加算及び添付資料は以下のとおりです。介護サービスと予防サービスを一体で提供している場合、同一加算についての添付書類は一部で足りります。

提出は、郵送（期限必着）でお願いします。持ち込みはご遠慮ください。

なお、以下の内容は、厚生労働省の介護報酬改定関係通知等をもとにしていますが、今後、関係省令等の正式決定及び厚生労働省による Q&A の発出等により、内容に変更が生じる場合がありますので、ご了承ください。

<地域密着型サービス>

サービスの種類	介護給付費算定に係る体制等の種類	添付書類
認知症対応型 通所介護	時間延長サービス体制	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1） ・運営規程 （時間延長サービスの料金等が記載されたもの）
	個別機能訓練体制	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1） ・機能訓練指導員の資格証の写し
	入浴介助体制	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室の平面図（参考様式3） ・浴室、浴槽の写真
	栄養改善体制	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1） ・管理栄養士の資格証の写し
	口腔機能向上体制	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1） ・口腔機能向上サービスを行う言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員の資格証の写し
	若年性認知症利用者受入加算	<ul style="list-style-type: none"> ・若年性認知症利用者受入加算確認票
	サービス提供体制強化加算	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供体制強化加算確認票（認知症デイ用） ・届出月の前月の従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1） <p>【加算Ⅰ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士の資格証の写し <p>【加算Ⅱ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤続年数証明書
小規模多機能型 居宅介護	看護職員配置加算	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1） ・看護師（加算Ⅰ）、准看護師（加算Ⅱ）の資格証の写し
	サービス提供体制強化加算	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護従業者に対する個別の研修計画 ・サービス提供体制強化加算確認票（小規模多機能用） ・届出月の前月の従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1） <p>【加算Ⅰ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士の資格証の写し <p>【加算Ⅱ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし <p>【加算Ⅲ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤続年数証明書

認知症対応型 共同生活介護	医療連携体制	<ul style="list-style-type: none"> ・協力医療機関（協力歯科医療機関を含む）・訪問看護ステーションと取り交わした協定書もしくは契約書の写し（事業所の看護師の場合は、従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）及び看護師の資格証の写し） ・24時間のオンコール体制が確保されていることがわかるもの（契約書等の写し） ・「重度化した場合の対応に係る指針」 <ul style="list-style-type: none"> ①急性期における医師や医療機関との連携体制 ②入院期間中におけるグループホームの家賃や食材料費の取り扱い ③看取りに関する考え方、本人及び家族との話し合いや意思確認の方法等の看取りに関する方針 などを明記しておくこと。
	夜間ケア加算	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）
	若年性認知症利用者受入加算	<ul style="list-style-type: none"> ・若年性認知症利用者受入加算確認票
	認知症専門ケア加算	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1） 【加算Ⅰ】 ・認知症介護実践リーダー研修の修了証（写） 【加算Ⅱ】 ・認知症介護指導者研修の修了証（写） ・介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画
	サービス提供体制強化加算	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・サービス提供体制強化加算確認票（グループホーム用） ・届出月の前月の従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1） 【加算Ⅰ】 ・介護福祉士の資格証の写し 【加算Ⅱ】 ・なし 【加算Ⅲ】 ・勤続年数証明書
認知症対応型 共同生活介護 (短期利用型)	適用開始	<ul style="list-style-type: none"> ・指定通知の写し （最初に指定を受けてから3年以上を経過していることがわかるもの） ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1） ・必要な研修の修了証（以下のいずれか） <ul style="list-style-type: none"> ①認知症介護実務者研修（専門課程）又は認知症介護実践研修（実践リーダー研修） ②認知症介護指導者養成研修 ・運営規程

	<p>医療連携体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協力医療機関（協力歯科医療機関を含む）・訪問看護ステーションと取り交わした協定書もしくは契約書の写し（事業所の看護師の場合は、従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）及び看護師の資格証の写し） ・24時間のオンコール体制が確保されていることがわかるもの（契約書等の写し） ・「重度化した場合の対応に係る指針」 <ul style="list-style-type: none"> ①急性期における医師や医療機関との連携体制 ②入院期間中におけるグループホームの家賃や食材料費の取り扱い ③看取りに関する考え方、本人及び家族との話し合いや意思確認の方法等の看取りに関する方針 などを明記しておくこと。
	<p>夜間ケア加算</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）
	<p>若年性認知症利用者受入加算</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・若年性認知症利用者受入加算確認票
	<p>認知症専門ケア加算</p>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1） <p>【加算Ⅰ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症介護実践リーダー研修の修了証（写） <p>【加算Ⅱ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症介護指導者研修の修了証（写） ・介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画
	<p>サービス提供体制強化加算</p>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供体制強化加算確認票（グループホーム用） ・届出月の前月の従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1） <p>【加算Ⅰ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士の資格証の写し <p>【加算Ⅱ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし <p>【加算Ⅲ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤続年数証明書

<地域密着型介護予防サービス>

サービスの種類	介護給付費算定に係る体制等の種類	添付書類
介護予防認知症対応型通所介護	時間延長サービス体制	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1） ・運営規程 （時間延長サービスの料金等が記載されたもの）
	個別機能訓練体制	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1） ・機能訓練指導員の資格証の写し
	入浴介助体制	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室の平面図（参考様式3） ・浴室、浴槽の写真
	栄養改善体制	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1） ・管理栄養士の資格証の写し
	口腔機能向上体制	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1） ・口腔機能向上サービスを行う言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員の資格証の写し
	若年性認知症利用者受入加算	<ul style="list-style-type: none"> ・若年性認知症利用者受入加算確認票
	サービス提供体制強化加算	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供体制強化加算確認票（認知症デイ用） ・届出月の前月の従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1） <p>【加算Ⅰ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士の資格証の写し <p>【加算Ⅱ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤続年数証明書
介護予防小規模多機能型居宅介護	サービス提供体制強化加算	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護従業者に対する個別の研修計画 ・サービス提供体制強化加算確認票（小規模多機能用） ・届出月の前月の従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1） <p>【加算Ⅰ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士の資格証の写し <p>【加算Ⅱ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし <p>【加算Ⅲ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤続年数証明書

介護予防 認知症対応型 共同生活介護 (短期利用型を 含む)	適用開始	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定通知の写し (最初に指定を受けてから 3 年以上を経過しているものがわかるもの) ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (参考様式 1) ・ 必要な研修の修了証 (以下のいずれか) ① 認知症介護実務者研修 (専門課程) 又は 認知症介護実践研修 (実践リーダー研修) ② 認知症介護指導者養成研修 ・ 運営規程
	夜間ケア加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (参考様式 1)
	若年性認知症利用者 受入加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若年性認知症利用者受入加算確認票
	認知症専門ケア加算	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (参考様式 1) <p>【加算 I】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症介護実践リーダー研修の修了証 (写) <p>【加算 II】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症介護指導者研修の修了証 (写) ・ 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画
	サービス提供体制強 化加算	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供体制強化加算確認票 (グループホーム用) ・ 届出月の前月の従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (参考様式 1) <p>【加算 I】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護福祉士の資格証の写し <p>【加算 II】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なし <p>【加算 III】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤続年数証明書

5 提出・問い合わせ先

千葉市保健福祉局高齢障害部高齢施設課計画係
〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号
電話 043(245)5256 FAX 043(245)5621
e メール shisetsu.HWS@city.chiba.lg.jp